

**改正**

平成19年3月28日条例第10号

平成20年3月28日条例第18号

平成21年6月30日条例第77号

平成24年6月29日条例第13号

清須市遺児手当支給に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父又は母が死亡した者
- (2) 父又は母が規則に定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (8) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が定めるもの

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(支給要件)

**第3条** 遺児手当（以下「手当」という。）は、父若しくは母がその遺児を監護するとき、又は父若しくは母が遺児を監護しない場合において、父若しくは母以外の者が当該遺児を養育する（そ

の遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、父若しくは母又はその養育者(以下「受給資格者」という。)に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、手当を支給しない。

(1) 受給資格者の前年の所得(1月から7月までの手当については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

(2) 児童の父若しくは母である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給資格者と生計を同じくする者の前年の所得が、政令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 児童の養育者である受給資格者の配偶者の前年の所得又は当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、政令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその計算方法の例による。

4 第1項の規定にかかわらず、手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺児については、支給しない。

(1) 日本国籍を有しない者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく清須市住民基本台帳に記録されていないとき。

(2) 本市に住所を有しないとき。

(3) 父又は母の配偶者(前条第1項第2号に定める程度の障害状態にある者を除く。)に養育されているとき。

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。

5 第1項の規定にかかわらず、手当は、父若しくは母に対する手当にあつては当該父若しくは母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、本市に住所を有しないときは、支給しない。

(手当の支給)

**第4条** 手当の支給は、次条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 手当の額は、遺児1人につき月額5000円とする。

3 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うことができる。

(認定)

**第5条** 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(手当の額の改定)

**第6条** 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）につき、新たに監護し、又は養育する遺児があるに至った場合における手当の額の改定は、その届出のあった日の属する月の翌月から行う。

2 受給者につき、その監護し、又は養育する遺児の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(住所、氏名等の変更の届出)

**第7条** 受給者は、住所、氏名若しくは手当の支払を受ける金融機関又は遺児の氏名等を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失の届出)

**第8条** 受給者は、第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(未支払いの手当)

**第9条** 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該受給者の監護し、又は養育していた第3条に定める要件に該当する遺児にその未支払の手当を支払うことができる。

(支給の制限)

**第10条** 市長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間のその者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

**第11条** 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

**第12条** この条例の規定による手当を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

**第13条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町遺児手当支給に関する条例（昭和51年西枇杷島町条例第9号）、清洲町遺児手当支給条例（昭和52年清洲町条例第5号）又は新川町遺児手当支給に関する条例（昭和50年新川町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町遺児手当支給に関する条例（昭和51年春日村条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成19年3月28日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日条例第18号）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

**附 則**（平成21年6月30日条例第77号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月29日条例第13号抄）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。